

教 育 民 生 委 員 協 議 会 記 録

| | |
|-----------|---|
| 開 会 年 月 日 | 平成 25 年 8 月 20 日 |
| 開 会 時 刻 | 午後 1 時 50 分 |
| 閉 会 時 刻 | 午後 2 時 13 分 |
| 出 席 委 員 名 | ◎中山裕司 ○吉岡勝裕 野崎隆太 世古明 |
| | 広耕太郎 藤原清史 黒木騎代春 西山則夫 |
| | 中村豊治 |
| | 杉村定男 議長 |
| 欠 席 委 員 名 | なし |
| 署 名 者 | |
| 担 当 書 記 | 中川浩良 |
| 協 議 案 件 | 「伊勢市内の地域包括支援センターの運営法人への委託について」 |
| | 「伊勢市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定について（報告案件）」 |
| | 「低炭素社会モデル事業のその後の経過について（報告案件）」 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 説 明 員 | 健康福祉部長 健康福祉部次長 長寿課長 障がい福祉課長 |
| | 環境生活部長 環境課長 ほか関係参与 |
| | |
| | |
| | |

協議結果ならびに経過

教育民生委員会終了後、引き続き中山委員長協議会を開会し、「伊勢市内の地域包括支援センターの運営法人への委託について」を協議し、また「伊勢市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定について」、及び「低炭素社会モデル事業のその後の経過について」以上2件の報告がありましたが、その概要については次のとおりでした。

開会 午後1時50分

◎中山裕司委員長

ただいまから、教育民生委員協議会を開会をいたします。

本日の出席者は全員でありますので会議は成立をいたしております。

本日御協議願います案件は、「伊勢市内の地域包括支援センターの運営法人への委託について」、また報告案件といたしまして、「伊勢市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定について」、及び「低炭素社会モデル事業のその後の経過について」でございます。

これより会議に入ります。

会議の進行につきましては委員長に御一任願いたいと思っておりますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御異議なしと認めます。

そのように取り計らいをさせていただきます。

【伊勢市内の地域包括支援センターの運営法人への委託について】

◎中山裕司委員長

それでは、「伊勢市内の地域包括支援センターの運営法人への委託について」を御協議願います。

当局からの説明を願うことといたします。

健康福祉部長。

●山本健康福祉部長

委員の皆様におかれましては、教育民生委員会でお疲れのところ、その後教育民生委員協議会を開催いただきましてありがとうございます。

本日御協議いただきます案件につきましては、ただいま委員長仰せのとおり伊勢市内の地域包括支援センターの運営法人への委託について外2件でございます。

詳細につきましては、それぞれの担当より、御説明申し上げますので、よろしく御協

議賜りますようお願い申し上げます。

◎中山裕司委員長

長寿課長。

●吉崎長寿課長

伊勢市地域包括支援センターの運営法人への委託について、説明をさせていただきます。

御手元の資料1を、御高覧ください。

「1趣旨」でございます。伊勢市では、高齢者が住みなれた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことを支えるための中核機関として、介護保険法に基づき「地域包括支援センター」を平成18年度に直営で1カ所設置いたしました。平成20年度に民間委託を1地域実施し、平成21年度に1地域、平成23年度に1地域を民間委託へと拡大を行い、現在4カ所、直営1カ所、委託3カ所設置しています。

今後、保健・医療・福祉の連携の拠点として、地域包括支援センターの充実及び地域包括ケア体制の実現にむけた基盤整備を進めるために、行政改革の基本である効率的な運営と、地域資源を活用し民間事業者の福祉に対する量的、質的な対応を活かした事業展開を図ることを目的に、市内4カ所の地域包括支援センターの全部委託を26年度より実施したいと考えております。

「2委託圏域」でございます。「圏域1」として、伊勢市中中部地域包括支援センター、現在の市直営区域を基本とした区域として、倉田山地区のうち、有緝、神田久志本町、神久、厚生地区のうち、本町、宮後、一之木、一志町、八日市場町、大世古、曾祢、御菌地区、「圏域2」として、伊勢市西地域包括支援センター、現在、伊勢市社会福祉協議会へ委託をしている区域です。小俣保健センターに設置、地域は、北浜地区、豊浜地区、城田地区、小俣地区、「圏域3」として、伊勢市東地域包括支援センター、現在、社会福祉法人洗心福祉会へ委託をしている区域です。ふたみシルバーケア豊壽園に設置、地域は、二見地区、五十鈴地区、港地区でございます。「圏域4」として、伊勢市南地域包括支援センター、現在、社会福祉法人伊勢医心会へ委託をしている区域です。神路園に設置、地域は、倉田山地区のうち明倫、厚生地区のうち豊川町、宮川地区、宮本地区、沼木地区を圏域と予定しております。

「3委託期間及び委託料」でございます。現在の3包括支援センターの委託期間が25年度で終了することから、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間で委託期間といたします。委託料は、前回と同額の1カ所1年間1,700万円を経費といたします。

裏面を御高覧ください、「4委託業務内容」でございます。介護保険法第115条の45、地域支援事業における包括的支援事業といたします。

介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務であります。

「5運営形態及び職員配置」については、開設日を月曜から金曜日、8時30分から17時15分といたし、配置専門職種として、保健師又は経験のある看護師、主任介護支援専

門員、社会福祉士の3職種を各1名配置といたしております。

「6 運営法人の選定方法」についてでございます。「1」として、公募といたし、応募要件として、老人福祉法に規定する老人介護支援センター、在宅介護支援センターの設置または営利法人を除く医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人、またはNPO法人を対象として、伊勢市地域包括支援センター運営法人の募集要項に基づき募集を行い、伊勢市内の在宅介護支援センター及び、伊勢市内で在宅介護支援業務を行った経験のある法人に募集案内の郵送を予定、また、伊勢市ホームページに掲載をさせていただきます。

「2」として、伊勢市地域包括支援センター指定基準要領による選考委員会を設置、委員会の委員は5名とし、介護保険推進協議会正副会長、介護保険推進協議会委員2人、市職員で選考することといたします。

「7 今後のスケジュール」についてでございます。9月に選考委員会を設置、その後に募集を行います。11月に選考委員会の開催、選考をしていただく予定であります。12月に介護保険推進協議会選考結果を報告、教育民生委員協議会に報告をさせていただきたいと予定しております。その後選考結果の閲覧を実施し、1月に委託契約の締結をいたしたい予定としております。

以上の内容でございます。どうぞよろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。

はい、黒木委員。

○黒木騎代春委員

すいません、今回の提案でいま伊勢市の本庁の中にある部分も含めて、委託をしていくということなんですけども、その中で、いろんなその人材の継承……、ノウハウの継承とか、そういうことについてやっぱり伊勢市としてもですね、統括していくっていう点では、ある程度、そういう枠というか、あるものを確保しておかんといいんと思うんですけども、そういう点での今後の体制というのはどのようなことを考えているのでしょうか。

◎中山裕司委員長

はい、部長。

●山本健康福祉部長

体制ということでございますので、私のほうから御答弁さしあげます。

私どもはこれまで、市のほうで直営で1学区を担ってまいりました。

やはりこの一つの目的としましては、職員が経験を積んでいくということも一つの目的でございました。

今回、全ての地区をですね、民間の皆様には委託申し上げたいということで御提案申し上げておるところでございますけれども、今後につきましてもですね、それらの地域を

またいろいろ取りまとめとか、また御相談、指導も含めまして、させていただくつもりでございますので、専門職もまた同じ職場へですね配置はしていく予定であります。

◎中山裕司委員長

はい、黒木委員。

○黒木騎代春委員

それで今回全て委託をしていくという中でですね、そういう委託なんかをしていく場合には、包括支援センターの運営協議会、これの審議を経てというふうなことが条件なっていると思うんですけども、この点では伊勢市は、運営協議会というのをつくられていないということをお伺いしたんですけども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

◎中山裕司委員長

課長。

●吉崎長寿課長

伊勢市におきましては、運営協議会自体の設置はしておりませんが、それに伴う伊勢市介護保険推進協議会設置要綱に基づき、所管事務としまして、本市における、地域包括支援センターの設置及び運営に関することの協議をしていただいております。

◎中山裕司委員長

はい、黒木委員。

○黒木騎代春委員

介護保険全体をそういう審議する中に、その機能を持たしているというようなお考えやというふうに思うんですけど、いろんな文書を見てもですね、そういうような代替措置みたいなのはなかなかないと思うんですが、ただ一つこの準備会ですね、準備会というのはそういうことができるということなんですけども、これ平成18年からですか、ちょっと経過している中でですね、いまだにこの準備会という位置づけのような形になっているっていうのはちょっとこれ異常な状態ではないかなと思うんですけども、それについては、どういうふうにされていくんでしょうか。

◎中山裕司委員長

部長。

●山本健康福祉部長

これまで、先ほど課長が御答弁申し上げたような現状でございますけれども、今回、全ての地域におきましては民間委託を次年度よりしていきたいというふうなことで御提案申し上げます。

まあ、これを機にですね、今後また運営協議会のほうのことも含めまして、次年度に

向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

◎中山裕司委員長

報告案件ですのでその程度でとどめておいてください。
ほかに御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御発言もないようでございますので、本件につきましてはこの程度で終わっておきます。

【伊勢市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定について（報告案件）】

◎中山裕司委員長

次に、「伊勢市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定について」を御協議願います。

当局からの報告を願うことといたします。
はい、課長。

●中村障がい福祉課長

それでは、「平成 25 年度伊勢市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定について」御説明を申し上げます。資料 2 をごらんください。

平成 25 年 4 月 1 日に施行されました国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律は、障害者就労施設で就労する障害者等の経済面の自立を進めるため、物品等の調達に当たり、国や地方公共団体等が率先して調達を推進するよう必要な措置を講じることを定めたものでございます。

法律の概要につきましては、添付をさせていただきましたので、恐れ入りますが後ほど御高覧くださいますようお願いいたします。

平成 25 年度伊勢市における障害者就労施設等からの調達方針は、この法律の第 9 条の規定に基づき策定をするものでございます。法第 9 条の規定におきまして、毎年度、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務または事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を市町村において作成し公表することとされています。

この方針は、当該年度に調達を行う障害者就労施設等が供給する物品等及びその目標について定め、それに基づき調達を行うものとし、会計年度終了後、遅滞なくその実績の概要を取りまとめ、公表することとされています。

3 番の調達方針の適用範囲につきましては、伊勢市役所の全組織を対象としています。

4 番の調達する物品等及びその目標につきましては、イベント等での啓発用物品や記念品などの物品が 15 万円、清掃・除草作業などの役務が 67 万円で、これまでの市の発注

実績を踏まえ、目標設定を行ったものでございます。

5番の調達の実施及び推進方法につきましては、障害者就労施設等が供給できる物品等を各部署へ情報提供を行い、予算の適正な執行に配慮しつつ、可能な限り障害者就労施設等からの調達を実施することとし、(1)の物品等の調達にあたっては可能な限り計画的に進め、納期の設定等にも配慮するよう努めることとしています。

また、(2)におきまして、調達物品の目標、調達の推進に資する情報について障害者就労施設等への周知を図ることとしています。

(3)の契約締結につきましては、伊勢市契約規則第20条の2に定める額で、物品80万円、役務50万円を超えない場合につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の随意契約による契約締結を行うこととし、(4)の調達した物品等については、発注側、受注側の双方から意見聴取を行い調達業務の改善に努めることとしています。

6番の調達実績の公表等につきましては、会計年度終了後、公表することと定められていることから、ホームページ等により公表します。また、伊勢市地域自立支援協議会において、実績の評価と課題の分析を行い次年度の調達方針へつなげるものとしてございます。

以上、「平成25年度伊勢市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定について」御報告申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとうございます。

ただいまの報告につきましては報告案件でございますので、本件についてはこの程度で終わります。

【低炭素社会モデル事業のその後の経過について（報告案件）】

◎中山裕司委員長

次に、「低炭素社会モデル事業のその後の経過について」を御協議願います。

当局の報告をお願いいたします。

課長。

●坂本環境課長

それでは「低炭素社会モデル事業のその後の経過について」を御説明させていただきます。

この低炭素社会モデル事業につきましては、昨年度平成24年度6月12日に開催をいただきました。教育民生委員協議会におきまして、三重県が行う当該モデル事業への参画について、御報告申し上げたところでございますが、その後の当該モデル事業の経過や取り組み状況について、御報告をさせていただきます。

御手元の資料3-1をごらんいただきたいと思います。

「1モデル事業の趣旨」でございますが、三重県では、平成24年3月に「三重県地球温暖化対策実行計画」を策定しまして、県全域から排出される温室効果ガスを削減する取り組みの一環としまして、県内の観光地において、電気自動車等を使用しながらより楽し

く観光できる環境づくりと、電気自動車等を地域でより便利に使える環境づくりをモデル的に行い、市民と低炭素社会の具体的な姿を共有し、意識の高まりを新たな行動へとつなげ、新たな豊かさを実感できる社会づくりを行うことといたしております。

伊勢市におきましては、新エネルギーの導入や省エネ活動の普及、また、「地球温暖化防止実行計画」の趣旨や取り組み内容に合致しますことから、三重県からモデル事業の採択を受け、本モデル事業を実施することとなったものでございます。

次に「2モデル事業の目的」でございますが、「まちづくり」、「観光」、「公共交通」、「電気自動車等を含むクリーンエネルギー自動車の普及」などの施策とあわせまして、将来における私たちの暮らしのモビリティのあり方を検討し、実現に向けて行動することで、新たな豊かさが実感できる社会づくりと、化石燃料の消費による二酸化炭素を初めとする温室効果ガスの削減を行うことを目的といたしております。

次に「3モデル事業の概要」でございますが、事業実施期間は、平成24年度から平成27年度の4カ年事業でございます。

実施内容としましては、平成24年度には、三重県の支援を受けて設立いたしました「電気自動車等を活用した伊勢市低炭素社会創造協議会」におきまして、その協議会内に設置しました5つのワーキンググループで、「電気自動車等を地域で使う環境づくり」、それと「電気自動車等で観光できる環境づくり」をテーマとしました具体的な取り組みの検討を行いまして、行動計画「おかげさまAction!」を策定をいたしました。

平成25年度以降につきましては、その行動計画「おかげさまAction!」に基づきまして、協議会を構成する各主体が中心となり具体的な取り組みを行うことといたしております。

次に「4今後の取組み」としましては、第5回協議会が、先月7月11日に開催されまして、行動計画「おかげさまAction!」に基づき「具体的観光プランの作成」、資料の裏面をごらんいただきたいと思いますけれども、「ショーケース化の実施」、「災害時の車両提供等の仕組みづくり」、「充電施設等設置・運用指針の作成」、「シンボルマーク、ピクトグラム等の作成」につきまして、具体的な取り組みの実施に向け協議が行われたところでございます。

「市の取組み」としましては、今月8日に電気自動車2台を導入いたしました。伊勢市は市内の一事業所でもありまして、温室効果ガス削減の推進を図るため、率先して公用車に電気自動車を導入したものでございます。車種につきましては、公用車としての利便性を考慮しまして軽の貨物車といたしました。

また、協議会参画者であるNTN株式会社から超小型モビリティ1台を公用車として貸与を受ける予定をしております。

これらの電気自動車3台につきましては、業務の使用だけでなく、さまざまなイベントにおいて展示等を行いまして、市民及び観光客に見ていただき、電気自動車への関心を高めていただくとともに、地球温暖化防止に取り組む意識を高めていただけるように活用していきたいと考えております。

電気自動車の充電施設につきましては、伊勢市の観光拠点の一つであります外宮周辺にあります当市役所におきまして、現在建設中のエネルギー棟の1階に、短時間で充電が可能な急速充電器、また、長時間の滞在や公用車の充電施設として普通充電器の設置を現

在検討中でございます。

別添の資料3につきましては、協議会が昨年度に策定をいたしました行動計画「おかげさまAction!」でございます。

この「おかげさまAction!」の2ページをごらんいただきたいと思います。協議会の構成メンバーといたしましては、行政や大学、伊勢市観光協会、伊勢商工会議所、旅館組合を含む各団体及び組合、及び市内民間事業者、旅行会社、自動車メーカー、充電施設メーカー等民間事業者で構成されております。

3ページ、4ページ目では、本計画の目的、計画の位置づけ、将来ビジョン、5ページ、6ページ目は、取り組む内容といたしまして、短期的に取り組む内容ですとか中長期的に取り組む内容を記載しております。

7ページ、8ページでは、協議会参画者の役割が記載されております。伊勢市の役割といたしましては、先ほど御説明いたしました電気自動車の購入などが役割でございます。

9ページには、短期の取り組みスケジュールについて、記載されておりますので、後ほど御高覧いただきたいと思います。

以上、「低炭素社会モデル事業のその後の経過」の御報告とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとうございました。

ただいまの報告につきましては報告案件でございますので、本件はこの程度で終わっておきたいと思っております。

以上で御協議願います案件は全て終わりました。

これをもちまして協議会を閉会いたします。

どうも長時間御協議ありがとうございました。

閉会 午後2時13分